

## 市道C第4号線道路改良事業の裁決申請に係る 第1回審理の開催について

石川県収用委員会は、起業者 加賀市から裁決申請及び明渡裁決の申立てがあった、市道C第4号線道路改良事業について、第1回審理を開催します。

- 1 日 時 令和8年4月21日（火） 午後2時30分から  
（受付は、午後2時から開始します。）
- 2 場 所 金沢市尾山町9番13号  
金沢商工会議所2階 研修室1
- 3 起業地の所在等
  - ・ 収用しようとする土地  
加賀市片山津町ネ25番（公簿727.00㎡、実測727.93㎡）の一部192.19㎡
  - ・ 収用しようとする土地にある物件  
鉄骨造平屋建事務所兼倉庫、工作物、立木 等

### 取材についてのお願い

収用委員会の審理は、準司法的なもので、裁判と類似した手続で行われます。

審理は、収用委員会が起業者や土地所有者から裁決に必要な意見を聴取する場であり、審理においては、土地所有者の個人情報に関する事項を含んだ意見陳述がなされることから、写真及び映像撮影については、収用委員会会長の指示に従い、指定の場所において審理開始直前の一定時間のみとさせていただきます。

また、録音についても、起業者や土地所有者にも認めておりませんので、ご協力をお願いいたします。

審理会場に入場するときは、あらかじめ受付をお願いいたします。

なお、会場には有料駐車場がありますが台数に制限がありますので、公共交通機関等のご利用するなど、ご注意くださいようお願いいたします。